

国民健康保険に加入しているみなさんへ

8/1から使える新しい保険資格情報の確認書類を送付します

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）の利用登録がお済みの方には「資格情報のお知らせ」、マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）の利用登録がお済みでない方には「資格確認書」を7月中旬に普通郵便で世帯主宛てに送付します。お手元に届くまで2週間程度の時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、現在お使いの資格情報の確認書類は、8/1以降に破棄または返却してください。

※お手元に届かない場合は、町民税務課保険係までお問い合わせください。

※70歳以上の方には、負担割合および有効期日が記載されています。

※特別な理由がなく、1年以上国民健康保険税を滞納した場合、医療費が全額自己負担となる「資格確認書(特別療養費)」または、「資格情報のお知らせ(特別療養費)」を交付する場合があります。

●有効期限 令和9年7月31日

※70歳の誕生日を迎える方は有効期限が異なります。

・各月1日生まれの方

誕生月以降の資格情報のお知らせまたは資格確認書は、誕生月の前月の月末までに送付します。

・各月2日以降生まれの方

誕生月の翌月以降の資格情報のお知らせまたは資格確認書は、誕生月の月末までに送付します。

○お問い合わせ 町民税務課 保険係 ☎(84)1965(直通)

後期高齢者医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療保険料の決定通知書は7/10（金）に発送予定です。

保険料率は県内一律で、医療費の増加等により2年ごとに見直されます。

令和8・9年度の料率・均等割額は右のとおりです。

※令和9年度（こども分）見直し予定

※賦課のもととなる金額は、総所得金額から基礎控除額を差し引いた額です。

賦課限度額は、医療分85万円、こども分2万1千円となります。

区分	医療分	こども分 (令和8年度)
均等 割額	49,500円 (前年+2,000円)	1,400円
所得 割率	9.32% 前年(-0.34%)	0.28%

●令和8年度の均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合
43万円＋「10万円×（給与所得者等の数－1）」以下の世帯	7割 ^{注1}
43万円＋「10万円×（給与所得者等の数－1）」＋「31万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
43万円＋「10万円×（給与所得者等の数－1）」＋「57万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

注1 令和8・9年度の医療分については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条に基づく7割軽減に加え、更に0.2割の減額をおこなっています。

○お問い合わせ 町民税務課 課税係 ☎(84)1966(直通)

後期高齢者医療保険に加入しているみなさんへ

8/1から使える新しい保険資格情報の確認書類を送付します

後期高齢者医療制度では、これまでマイナ保険証の保有状況に関わらず全員に「資格確認書」を職権交付する暫定運用をおこなってきました。

このたび、国の運用方針が変更され、令和8年8月1日から令和9年7月31日までは、下記の条件によって送付内容が異なります。お手元に届く書類をご確認ください。

○85歳以上（8/1時点）の被保険者の方

「資格確認書」を手続きなしで7月中にお届けします。

○84歳以下（8/1時点）の被保険者の方

①マイナ保険証を普段からご利用されている方^{※1}

資格情報を簡易に確認できる「資格情報のお知らせ」をお届けします。

②上記①以外の方 「資格確認書」を手続きなしで7月中にお届けします。

※1 マイナ保険証を過去1年間で6回以上利用された方かつ概ね直近3か月以内に利用された方

○お問い合わせ 町民税務課 保険係 ☎(84)1965(直通)